

令和7年9月市議会 環境経済委員会資料

第146号議案 長崎市旧居留地建造物条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
【参考4】 条例施行規則で規定するもの・・・・・・・・・・	2 ～ 28

文化観光部
令和7年9月

【参考４】 条例施行規則で規定するもの

附属設備使用料等、模写等使用料等及び減免については、条例に基づき、規則に規定する。

(1) 附属設備の利用に係る基準額の改定

ア グラバー園

区 分	現 行	改正案 (1 時間につき)
移動用スクリーン	-	270円
移動用ワイヤレスアンプ	-	1,370円
電子ピアノ	-	1,310円
テント	-	360円
演台	-	200円
椅子 (1脚)	-	30円
机 (1脚)	-	50円
コンセント (1口)	-	30円
冷暖房設備 (1台)	-	210円

【参考４】 条例施行規則で規定するもの

イ 旧香港上海銀行長崎支店記念館

区 分	現 行 (1 回につき)	改正案 (1 時間につき)
コンセント	209円	廃止 (使用料に包含)
アンプ (マイクを含む)	2,158円	廃止
グランドピアノ	3,142円	5,000円
冷暖房設備	597円	廃止 (使用料に包含)

ウ 出島

区 分	現 行	改正案 (1 時間につき)
タブレット端末	(1 時間につき)550円	廃止
電子ピアノ	(1 台)330円	650円
プロジェクター	(1 台)330円	330円

【参考４】 条例施行規則で規定するもの

(2) 附属設備使用料の改定

ア 中の茶屋

区 分	現 行 (1 時間につき)	改正案 (1 時間につき)
冷暖房設備（和室）	31円	廃止 (使用料に包含)
冷暖房設備（茶室）	31円	廃止 (使用料に包含)

イ 心田庵

区 分	現 行	改正案 (1 時間につき)
茶道具	(一式) 1,361円	350円
冷暖房設備	(1 時間あたり) 52円	廃止 (使用料に包含)

ウ 南山手地区町並み保存センター

区 分	現 行 (1 時間につき)	改正案 (1 時間につき)
冷暖房設備（会議室）	52円	廃止 (使用料に包含)
冷暖房設備（研修室）	52円	廃止 (使用料に包含)

【参考４】 条例施行規則で規定するもの

Ⅱ (2) 附属設備使用料の改定

Ⅰ 東山手地区町並み保存センター

区 分	現 行 (1 時間につき)	改正案 (1 時間につき)
冷暖房設備（会議室）	52円	廃止 (使用料に包含)

【参考４】 条例施行規則で規定するもの

(3) 模写等使用料の改定

ア 施設一覧

カテゴリー	施設名	所管課
文化財	ド・ロ神父記念館	文化財課
	南山手地区町並み保存センター	
	東山手地区町並み保存センター	
	南山手レストハウス	
	旧居留地私学歴史資料館	
	旧長崎英国領事館	
	中の茶屋	
	心田庵	
	伊王島灯台記念館	
	出島	出島復元整備室
観光施設	亀山社中記念館	観光政策課
博物館等	シーボルト記念館	文化財課
	サント・ドミンゴ教会跡資料館	
	長崎（小島）養生所跡資料館	
	歴史民俗資料館	
	外海歴史民俗資料館	
	高島石炭資料館	

【参考４】 条例施行規則で規定するもの

イ 模写等使用料

区 分		現 行 (１日１点につき)		改正案 (１日１点につき)	
		学術研究の場合	学術研究以外の場合	学術研究の場合	学術研究以外の場合
模写、模造又は複製		2,158円	2,158円	2,800円	2,800円
撮影	写真	209円	2,158円	410円	2,800円
	マイクロフィルム	209円	2,158円	410円	2,800円
	映画又はテレビ	314円	3,237円	470円	4,200円
原版使用		104円	1,079円	200円	1,510円

【参考４】 条例施行規則で規定するもの

(4) 使用料等（入館）減免

ア 施設一覧

カテゴリー	施設名	所管課
文化財	グラバー園	観光政策課
	旧香港上海銀行長崎支店記念館	
	中の茶屋	文化財課
	ド・ロ神父記念館	
	心田庵	
	旧長崎英国領事館	
	出島	出島復元整備室
観光施設	長崎ロープウェイ	観光政策課
	亀山社中記念館	
	端島見学施設	
	軍艦島資料館	
	池島炭鉱体験施設	
博物館等	外海歴史民俗資料館	文化財課
	野口彌太郎記念美術館	
	シーボルト記念館	

【参考 4】 条例施行規則で規定するもの

イ 減免一覧

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

現 行		改正案		対象施設
対 象	減免率	対 象	減免率	
本市に住所を有する者で、身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者	100%	本市に在住する者で、身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者	100%	(4)-ア 施設一覧のとおり
本市に住所を有する者以外の者で、身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者	50%	本市に在住する者以外の者で、身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者	50%	(4)-ア 施設一覧のとおり
市内に所在する児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設又は学校教育法第 1 条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く)の児童又は生徒及びその引率者で次のいずれかに該当するもの ア 学習の目的を持って入場する者 イ 土曜日に入場する者 ウ 夏季休業中に入場する者	100%	本市に所在する児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第 1 条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く)が、その目的達成のために施設を利用するとき	100%	(4)-ア 施設一覧のとおり

【参考４】 条例施行規則で規定するもの

イ 減免一覧

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

現 行		改正案		対象施設
対 象	減免率	対 象	減免率	
本市に住所を有する者で、福祉事務所長が発行した長崎市福祉事務所公費負担診療依頼証を所持する者	100%	廃止	-	(4)-ア 施設一覧のとおり
本市に住所を有する者で、市長が発行した老人福祉カードを所持する者	100% ※長崎 ロープ ウェイ は50%	廃止	-	(4)-ア 施設一覧のとおり
本市に住所を有する者で、健康増進法第17条第1項に基づく健康増進事業により交付された健康手帳を所持する60歳以上の者	100% ※長崎 ロープ ウェイ は50%	廃止	-	(4)-ア 施設一覧のとおり

【参考４】 条例施行規則で規定するもの

イ 減免一覧

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

現 行		改正案		考え方	対象施設
対 象	減免率	対 象	減免率		
旅行業、宿泊施設、交通機関に従事し、入場者の案内、事前の下見、研修を目的に入場する者	100%	旅行業、宿泊施設、交通機関に従事し、入場者の案内、事前の下見、研修を目的に入場する者	100%	施設の利用促進・観光客の誘致促進が図られる。また、参考とした他都市においても類似の減免措置が講じられている。	(4)-ア 施設一覧のとおり
教育旅行の下見を行う学校関係者	100%	教育旅行の下見を行う学校関係者	100%	施設の利用促進・観光客の誘致促進が図られる。また、参考とした他都市においても類似の減免措置が講じられている。	(4)-ア 施設一覧のとおり
当該施設の報道のため入場する者	100%	当該施設の報道のため入場する者	100%	施設の効果的な情報発信が図られる。また、参考とした他都市においても類似の減免措置が講じられている。	(4)-ア 施設一覧のとおり

【参考4】 条例施行規則で規定するもの

イ 減免一覧

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

現 行		改正案		考え方	対象施設
対 象	減免率	対 象	減免率		
来館者の増加につながる雑誌、テレビ番組、映画、書籍、その他映像コンテンツの取材・制作のため入場する者	100%	来館者の増加につながる雑誌、テレビ番組、映画、書籍、その他映像コンテンツの取材・制作のため入場する者	100%	施設の効果的な情報発信が図られる。 また、参考とした他都市においても類似の減免措置が講じられている。	(4)-ア 施設一覧のとおり
調査研究機関、教育機関、美術館、博物館及び資料館等のスタッフで、調査・研究を目的に入場する者	100%	調査研究機関、教育機関、美術館、博物館及び資料館等のスタッフで、調査・研究を目的に入場する者	100%	歴史文化遺産等を適切に保存・継承がなされる。また、参考とした他都市においても類似の減免措置が講じられている。	(4)-ア 施設一覧のとおり
長崎検定合格者	100%	長崎検定3級以上の合格者で、観光客の案内で利用すると確認できる場合	100%	長崎商工会議所では、本検定を通じた郷土愛の醸成、案内による地域振興及び観光振興を目的としている。 本市における総合計画や観光MICE戦略とも合致し、ガイドの人材育成による利用者満足度向上及びリピーター増加が図られる。	(4)-ア 施設一覧のうち、端島見学施設及び池島炭鉱体験施設を除く

【参考４】 条例施行規則で規定するもの

イ 減免一覧

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

現 行		改正案		考え方	対象施設
対 象	減免率	対 象	減免率		
さるくガイド及びボランティアガイド	100%	さるくガイド及びボランティアガイドで、観光客の案内で利用すると確認できる場合	100%	ガイドの人材育成強化による利用者満足度向上及びリピーター増加が図られる。 また、参考とした他都市においても類似の減免措置が講じられている。	(4)-ア 施設一覧のうち、端島見学施設及び池島炭鉱体験施設を除く
長崎市観光大使及び同伴の家族	100%	長崎市観光大使	100%	観光大使については、長崎市の経済振興を図るため、本市の観光及び物産等に関する情報発信や情報提供について、協力いただくことを目的に依頼しており、本人のみを減免することとする。	(4)-ア 施設一覧のとおり

【参考４】 条例施行規則で規定するもの

イ 減免一覧

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

現 行		改正案		考え方	対象施設
対 象	減免率	対 象	減免率		
住民基本台帳法第５条の規定により本市の住民基本台帳に記録されているものであって、出入国管理及び難民認定法第１９条の３に規定する在留カードを所持し、同法別表第１の４の表の留学の在留資格をもって在留する者	100%	次の高等教育機関（大学、短期大学、日本語学校及び専門学校等）に在学する留学生（在留資格が「留学」の者） ・長崎大学 ・長崎総合科学大学 ・活水女子大学 ・長崎純心大学 ・長崎女子短期大学 ・長崎外国語大学 ・長崎県立大学シーボルト校 ・長崎市に所在する日本語学校、専門学校等	100%	留学生に長崎の歴史や文化について学ぶ機会や長崎市の多様な魅力に触れる機会を提供することで、在学中、家族等の来崎や、留学生が留学期間終了後も関係人口として、長崎の魅力を広く国内外へ発信することを通じ、本市の国際化の推進やインバウンドなどへの波及効果も期待されるため。	(4)-ア 施設一覧のとおり
住民基本台帳法第５条の規定により県内の市又は町の住民基本台帳に記録されているものであって、出入国管理及び難民認定法第１９条の３に規定する在留カードを所持し、同法別表第１の４の表の留学の在留資格をもって在留する者	100%		100%		(4)-ア 施設一覧のとおり

【参考４】 条例施行規則で規定するもの

イ 減免一覧

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

現 行		改正案		考え方	対象施設
対 象	減免率	対 象	減免率		
高知市立龍馬の生まれ たまち記念館の観覧券 の半券を窓口に提示し た者	一般に 係る個 人の入 館料の ５割に 相当す る額	高知市立龍馬の生まれ たまち記念館の観覧券 の半券を窓口に提示し た者	一般に 係る個 人の入 館料の ５割に 相当す る額	姉妹友好館等における 相互連携強化等の観点 から協力する必要がある ため。 なお、姉妹友好館等にお いても、亀山社中記念館 の半券を提示すること で割引が行われている。	亀山社中記念館
高知県立坂本龍馬記念 館の入館券の半券を窓 口に提示した者	一般に 係る個 人の入 館料の ２割に 相当す る額	高知県立坂本龍馬記念 館の入館券の半券を窓 口に提示した者	一般に 係る個 人の入 館料の ２割に 相当す る額		亀山社中記念館
外海歴史民俗資料館又 はド・ロ神父記念館の いずれかが展示工事等 館内整備のため臨時休 館を行う期間の入館者	50%	外海歴史民俗資料館又 はド・ロ神父記念館の いずれかが展示工事等 館内整備のため臨時休 館を行う期間の入館者	50%	外海歴史民俗資料館と ド・ロ神父記念館が共 通入館券のため、いず れかが臨時休館をする 場合は入館料を半額に する。	外海歴史民俗資料館及 びド・ロ神父記念館

【参考４】 条例施行規則で規定するもの

イ 減免一覧

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

現 行		改正案		考え方	対象施設
対 象	減免率	対 象	減免率		
施設内において活動を行っている公益的団体がその目的達成のために入場する場合	100%	旧居留地内において活動を行っている長崎居留地歴史まちづくり協議会が、施設の目的に沿った公益性が認められる活動のため入場する場合	100%	歴史文化に対する市民意識の向上、施設の情報発信に寄与する。	グラバー園、旧香港上海銀行長崎支店記念館、旧長崎英国領事館
出島内において活動を行っている公益的団体がその目的達成のために入場する場合	100%	長崎出島ロータリークラブが、施設の設置目的に沿った公益性が認められる活動のため入場する場合	100%	施設維持管理経費が軽減されるだけでなく、施設美化により観光客の満足度向上及び観光資源としての価値向上につながる。また、歴史文化に対する市民意識の向上、施設の情報発信に寄与する。	出島

【参考４】 条例施行規則で規定するもの

イ 減免一覧

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

現 行		改正案		考え方	対象施設
対 象	減免率	対 象	減免率		
市長の承認を得て指定管理者が発行した割引券を提示し、又は提出したとき	割引券に記載した割引率	市長の承認を得て指定管理者が発行した割引券を提示し、又は提出したとき	割引券に記載した割引率	指定管理者の自立的な経営努力を発揮しやすくし、サービス向上等による利用者等増加が期待される。	グラバー園、旧香港上海銀行長崎支店記念館、出島、長崎ロープウェイ、池島炭鉱体験施設、軍艦島資料館
市長が発行した割引券を提示し、又は提出したとき	割引券に記載した割引率	市長が発行した割引券を提示し、又は提出したとき	100% 又は 50%	サービス向上等による利用者等増加が期待される。	中の茶屋、ド・ロ神父記念館、心田庵、旧長崎英国領事館、亀山社中記念館、端島見学施設、外海歴史民俗資料館、野口彌太郎記念美術館、シーボルト記念館

イ 減免一覧

(ウ) その他市長が特に必要と認めるとき

現 行		改正案		対象施設
対 象	減免率	対 象	減免率	
その他市長が特別の理由があると認める者	市長が別に定める額	市長が特に必要と認めるとき	100% 又は 50%	(4)-ア 施設一覧のとおり

【参考４】 条例施行規則で規定するもの

(5) 使用料等（貸館）減免について

ア 施設一覧

カテゴリー	施設名	所管課
文化財	グラバー園	観光政策課
	旧香港上海銀行長崎支店記念館	
	中の茶屋	文化財課
	心田庵	
	東山手地区町並み保存センター	
	南山手地区町並み保存センター	

イ 減免一覧

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

現 行		改正案		対象施設
対 象	減免率	対 象	減免率	
本市又は本市教育委員会が主催する事業又は共催する事業	100%	本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%	(5)-ア 施設一覧のとおり

イ 減免一覧

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

現 行		改正案		考え方	対象施設
対 象	減免率	対 象	減免率		
旧居留地内において活動を行っている公益的団体が目的達成のために利用する場合	100%	旧居留地内において活動を行っている長崎居留地まちづくり協議会、東山手地区町並み保存会、南山手地区町並み保存会が施設の目的に沿った公益性が認められる活動のため利用する場合	100%	歴史文化に対する市民意識の向上、施設の情報発信に寄与する。	グラバー園、旧香港上海銀行長崎支店記念館、東山手地区町並み保存センター、南山手地区町並み保存センター

(ウ) その他市長が特に必要と認めるとき

現 行		改正案		考え方	対象施設
対 象	減免率	対 象	減免率		
-	-	市長が特に必要と認めるとき	100% 又は 50%	方針に基づく減免	(5)-ア 施設一覧のとおり

【参考４】 条例施行規則で規定するもの

(6) 附属設備使用（利用）料減免について

ア 施設一覧

カテゴリー	施設名	所管課
文化財	グラバー園	観光政策課
	旧香港上海銀行長崎支店記念館	
	心田庵	文化財課
	出島	出島復元整備室

イ 減免一覧

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

現 行		改正案		対象施設
対 象	減免率	対 象	減免率	
本市又は本市教育委員会が主催する事業	100%	本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%	(6)-ア 施設一覧のとおり

【参考４】 条例施行規則で規定するもの

イ 減免一覧

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

現 行		改正案		対象施設
対 象	減免率	対 象	減免率	
本市に住所を有する者で、身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき	100%	本市に在住する者で、身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき	100%	出島
本市に住所を有する者以外の者で、身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき	50%	本市に在住する者以外の者で、身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき	50%	出島
本市に所在する児童福祉施設又は学校が、学習の目的のために利用するとき	100%	本市に所在する児童福祉法第７条に規定する児童福祉施設又は学校教育法第１条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く）が、その目的達成のために施設を利用するとき	100%	出島

【参考４】 条例施行規則で規定するもの

イ 減免一覧

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

現 行		改正案		対象施設
対 象	減免率	対 象	減免率	
本市に住所を有する者で福祉事務所長が発行した長崎市福祉事務所公費負担診療依頼証を所持する者が利用するとき	100%	廃止	-	出島
本市に住所を有する者で、市長が発行した老人福祉カードを所持する者が利用するとき	100%	廃止	-	出島
本市に住所を有する者で、健康増進法第17条第1項に基づく健康増進事業により交付された健康手帳を所持する60歳以上の者が利用するとき	100%	廃止	-	出島

【参考４】 条例施行規則で規定するもの

イ 減免一覧

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

現 行		改正案		考え方	対象施設
対 象	減免率	対 象	減免率		
旧居留地内において活動を行っている公益的団体が目的達成のために利用する場合	100%	旧居留地内において活動を行っている長崎居留地歴史まちづくり協議会が、施設の目的に沿った公益性が認められる活動のため利用する場合	100%	歴史文化に対する市民意識の向上、施設の情報発信に寄与する。	グラバー園、旧香港上海銀行長崎支店記念館
本市に住所を有する者で、出島内において活動を行っている公益的団体がその目的達成のために入場する場合に利用するとき	100%	廃止	-	公益的団体が、出島内において、施設の目的に沿った公益性が認められる活動を行う場合に附属設備を利用する想定がないため廃止	出島

【参考４】 条例施行規則で規定するもの

イ 減免一覧

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

現 行		改正案		考え方	対象施設
対 象	減免率	対 象	減免率		
住民基本台帳法第５条の規定により本市の住民基本台帳に記録されているものであって、出入国管理及び難民認定法第１９条の３に規定する在留カードを所持し、同法別表第１の４の表の留学の在留資格をもって在留する者	100%	次の高等教育機関（大学、短期大学、日本語学校及び専門学校等）に在学する留学生（在留資格が「留学」の者） ・長崎大学 ・長崎総合科学大学 ・活水女子大学 ・長崎純心大学 ・長崎女子短期大学 ・長崎外国語大学 ・長崎県立大学シーボルト校 ・長崎市に所在する日本語学校、専門学校等	100%	留学生に長崎の歴史や文化について学ぶ機会や長崎市の多様な魅力に触れる機会を提供することで、在学中、家族等の来崎や、留学生が留学期間終了後も関係人口として、長崎の魅力を広く国内外へ発信することを通じ、本市の国際化の推進やインバウンドなどへの波及効果も期待されるため。	出島
住民基本台帳法第５条の規定により県内の市又は町の住民基本台帳に記録されているものであって、出入国管理及び難民認定法第１９条の３に規定する在留カードを所持し、同法別表第１の４の表の留学の在留資格をもって在留する者	100%		100%		出島

【参考４】 条例施行規則で規定するもの

イ 減免一覧

(ウ) その他市長が特に必要と認めるとき

現 行		改正案		対象施設
対 象	減免率	対 象	減免率	
その他市長が特別の理由があると認めるとき	市長が定める額	市長が特に必要と認めるとき	100% 又は 50%	(6)-ア 施設一覧のとおり

【参考４】 条例施行規則で規定するもの

(7) 模写等使用（利用）料減免について

ア 施設一覧

カテゴリー	施設名	所管課
文化財	旧香港上海銀行長崎支店記念館	観光政策課
	中の茶屋	文化財課
	ド・ロ神父記念館	
	心田庵	
	東山手地区町並み保存センター	
	旧長崎英国領事館	
	南山手地区町並み保存センター	
	南山手レストハウス	
	伊王島灯台記念館	
	出島	出島復元整備室
観光施設	亀山社中記念館	観光政策課
博物館等	外海歴史民俗資料館	文化財課
	野口彌太郎記念美術館	
	シーボルト記念館	
	サント・ドミンゴ教会跡資料館	
	長崎（小島）養生所跡資料館	
	歴史民俗資料館	
	高島石炭資料館	

【参考４】 条例施行規則で規定するもの

イ 減免一覧

(ア) 方針に基づく施策推進適用分

現 行		改正案		考え方	対象施設
対 象	減免率	対 象	減免率		
施設の美術作品及び資料の模写等の目的が本市の文化活動又は他の公共団体の支援活動に該当すると認められるもの	100%	施設の美術作品及び資料の模写等の目的が本市の文化活動又は他の公共団体の支援活動に該当すると認められるもの	100%	公共的な取組として、施設の情報発信または研究に資するため。	(7)-ア 施設一覧のとおり
施設内において活動を行っている公益的団体の目的達成のための活動であると認められるもの	100%	廃止	-	-	出島、亀山社中記念館、旧居留地建造物条例に規定する施設

(イ) その他市長が特に必要と認めるとき

現 行		改正案		対象施設
対 象	減免率	対 象	減免率	
-	-	市長が特に必要と認めるとき	100% 又は 50%	(7)-ア 施設一覧のとおり